

自由研削といしの取替等の業務特別教育 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第 59 条の規定により、研削といしはその取扱いを誤ると作業中に「といし」が破壊され重大な災害につながる危険性がある為、特別教育を修了した者でなければ従事させることは出来ません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第 36 条第 1 号

- ・研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

【自由研削用グラインダとは】

加工物を手で持って研削作業を行うか、または機械を保持し加工物を押し当てて研削作業を行う作業です。



携帯用グラインダ(ポータブルグラインダ、アングルグラインダ、バーチカルグラインダ、ハンドグラインダ)



卓上(床上)グラインダ(両頭グラインダ、スインググラインダ、ワゴングラインダ)

切断機、その他(木工機械等に研削砥石を取り付けてしようするもの)

申込方法

- ・愛媛県下の各地区で開催されますので、詳細は開催予定表をご確認ください。
- ・申込み受付開始は、原則実施日の2ヶ月前から(土日祝祭日の場合は翌日)です。別添の申込書に必要事項を記入して受講料を添えて、2週間前までに各地区の(公社)愛媛労働基準協会支部まで申し込んで下さい。(現金書留や銀行振り込みをご希望の方は、別途各支部にお問い合わせ下さい)
- ・講習開始時間や駐車場の有・無等は、各地区会場で異なりますので開催予定表や受講票で確認して下さい。

当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

受講資格

自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法について2時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

講習科目 時間

科目	時間
自由研削用研削盤,自由研削用といし,取付け具等に関する知識	2時間
自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	1時間
関係法令	1時間
(合計 4時間) … 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。	

受講料

単位:円

単位:円	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	9,900	1,320	11,220
会員	6,600		7,920

- ・キャンセルは、前日まで(土日祝祭日の場合は前日)に、電話でご連絡頂ければ返戻させていただきます。当日欠席された場合は、返戻出来ませんのでご注意ください。

修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間保存義務)